

令和元年度（2019年度）から適用される個人住民税の主な税制改正

～ 平成30年分 所得税確定申告から適用 ～

●配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

■ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

- 1 配偶者控除の控除額が改正されたほか、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなります。
- 2 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下（給与収入では141万円未満から201万円以下）に拡充されます。
- 3 配偶者控除・配偶者特別控除とも、納税義務者の合計所得金額により控除額が細分化されます。

■ 配偶者控除額・配偶者特別控除額

令和元年度以降の配偶者控除額

配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税義務者の合計所得金額 1,000万円以下	納税義務者の合計所得金額 900万円超 950万円以下	納税義務者の合計所得金額 950万円以下 1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円

令和元年度以降の配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税義務者の合計所得金額 1,000万円以下	納税義務者の合計所得金額 900万円超 950万円以下	納税義務者の合計所得金額 950万円以下 1,000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

平成 30 年度までの配偶者控除額

配偶者の合計所得金額 38 万円以下	納税義務者の合計所得金額 1,000 万円以下	納税義務者の合計所得金額 1,000 万円超
一般の控除対象配偶者	33 万円	33 万円
老人控除対象配偶者	38 万円	38 万円

平成 30 年度までの配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 1,000 万円以下	納税義務者の合計所得金額 1,000 万円超
38 万円超 45 万円未満	33 万円	控除額なし
45 万円以上 50 万円未満	31 万円	控除額なし
50 万円以上 55 万円未満	26 万円	控除額なし
55 万円以上 60 万円未満	21 万円	控除額なし
60 万円以上 65 万円未満	16 万円	控除額なし
65 万円以上 70 万円未満	11 万円	控除額なし
70 万円以上 75 万円未満	6 万円	控除額なし
75 万円以上 76 万円未満	3 万円	控除額なし

■ 扶養の所得要件は改正後も変更ありません

配偶者や親族が納税者の扶養になる場合、合計所得金額 38 万円以下（給与収入 103 万円以下）が条件となっております。改正後も扶養の所得要件に変更はありません。

■ 改正後も給与収入 93 万円超の場合、住民税の課税対象となる可能性があります

当町では、給与収入 93 万円（合計所得金額 28 万円）を超えると、住民税の課税対象になる可能性があります。この度の改正により配偶者特別控除の対象となる、配偶者の合計所得金額の上限額が拡大されましたが、これまで通り給与収入 93 万円（合計所得金額 28 万円）を超えると所得に応じて住民税の課税対象となる可能性があります。